福　岡　県　解　体　工　事　等　特　記　仕　様　書

Ⅰ　工　事　概　要

1．工事名称　公立大学法人福岡県立大学旧生涯福祉研究センター解体工事

2．工事場所　田川市伊田4395番地

3．工事概要　建築物の解体、敷地内整備

4．別途工事

5．その他

Ⅱ　解体工事等仕様

1．標　準　仕　様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項はすべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書（令和４年版）」、及び同上監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和４年版）」、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和４年版）」による。

2．特　記　仕　様

1）項目は番号に○印のついたものを適用する。

2）特記事項は○印のついたものを適用する。

○印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。

○印と⊗印のついた場合は、共に適用する。

3）特記事項に記載の 解（　　）は、建築物解体工事共通仕様書、（標仕　　）は、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）

また改（　　）は、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）の当該項目、当該図、または当該表を示す。

4）形状寸法の単位は特記なきかぎり、ミリメートルとする。

章	項　目	特　記　事　項

① 一般共通事項

①　工事範囲

⊙建築物　⊙地上部　⊙地下部　⊙杭　・（　　）
⊙付属構造物　⊙浄化槽　⊙貯油槽　・杭　・（　　）
⊙電気設備　⊙建物内配管配線　⊙電気設備機器　・（　　）
⊙建物への引込線　・敷地への引込線（廃止）
・（　　）
⊙給排水設備　⊙建物内配管配線　⊙衛生設備機器
⊙建物への引込管　・敷地への引込管（玉下ろし）
・（　　）
⊙空調設備　⊙建物内配管　⊙空調設備機器　・（　　）
⊙建物内風道
・ガス設備　⊙建物内配管　⊙ガス設備機器　・（　　）
・　建物への引込管　・敷地への引込管（廃止）
・（　　）
⊙屋外付帯　・門、門塀　・塀、フェンス　・舗装（　　）
・植栽（　　）　・（　　）
⊙有害廃棄物の処理
・廃ＰＣＢ ⊙特定フロンガス　⊙廃石綿等　・（　　）
・什器、備品類等の撤去

	建物管理者	工事受注者
オイルタンク内のオイル	※	・
ピット（浄化槽、便槽）汚泥	※	⊙
使用されていた酸、アルカリ、薬品等の残さ	※	・
医療系特別管理産業廃棄物、放射性廃棄物	※	・
フロン、ハロン使用機器	・	⊗
	・	・
	・	・

②　適用基準等

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
・建築改修工事監理指針　国土交通省
・建築工事安全施工技術指針　国土交通省
・建設工事公衆災害防止対策要綱　国土交通省
・建設副産物適正処理推進要綱　国土交通省
・建設廃棄物処理指針　厚生労働省生活衛生局
・石綿粉じんへのばく露防止マニュアル　建設業労働災害防止協会
・建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル　環境省大気保全局
・石綿障害予防規則　厚生労働省労働基準局
・特定化学物質等障害予防規則　厚生労働省労働基準局
・労働安全衛生法　厚生労働省労働基準局

③　適用範囲等

すべての設計図書は相互に補完するものとする。　解（1.1.1）　改（1.1.1）
ただし、設計図書間に相違がある場合、設計図書の優先順位は、次の（１）から（５）の順番のとおりとする。
（１）質問回答書（（２）から（５）に対するもの）
（２）現場説明書
（３）特記仕様書
（４）図面
（５）建築物解体工事共通仕様書（以下「解体共通仕様書」という。）及び公共建築工事標準仕様書（以下「標仕」という。）、公共建築改修工事標準仕様書（以下「改修標仕」という。）

4．　文化財その他埋蔵物

工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、直ちにその状況を監督員に報告する。その後の措置については、、監督員の指示に従う。　解（1.1.12）　改（1.1.12）

⑤　施工中の安全確保

建築基準法、労働安全衛生法、その他関係法令等によるほか、「建設工事公衆災害防止対策要綱」に従うとともに、「建築工事安全施工技術指針」を参考に、常に工事の安全に留意して現場代理人が管理を行い、施工に伴う災害及び事故の防止に努める。　解（1.3.6）　改（1.3.7）

⑥　環境保全等

建築基準法、環境基本法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、廃棄物処理法、土壌汚染対策法、資源の有効な利用の促進に関する法律、建設リサイクル法その他関係法令等によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い、周辺環境の保全に努める。また、工事に伴い発生する廃棄物は選別等を行い、リサイクル等再資源化に努める。　解（1.3.9）改（1.3.11）

排　出　ガ　ス　対　策　型　建　設　機　械

「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき、指定された建設機器を使用すること。
（対象機種：バックホウ、ブルドーザ、トラクターショベル（車輪式）、空気圧縮機（可動式）、油圧ユニット（油圧ハンマ・アースオーガ油圧式鋼管圧入引抜機・油圧式杭圧入引抜機アースオーガ・オールケーシング掘削機・リバーサーキュレーションドリル・アースドリル地下連続壁施工機・全回転型オールケーシング掘削機の基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの）、ローラドローラ、タイヤローラ、振動ローラ、ホイールクレーン、発電発動機（可動式（溶接兼用機を含む））但し、以上はディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260Kw以下）を搭載したものに限る。

環　境　へ　の　配　慮　に　つ　い　て

「国による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」により、環境負荷の低減できる材料を選定すること。
指定品目、判断基準は「福岡県環境物品等調達方針」によること。

⑦　過積載の防止

ダンプトラック等による工事用資機材等の超過積載を行わないこと。さし枠の装置等又は物品積載装置の不正改造をしたダンプトラックは工事現場内に出入りさせないこと。

⑧　原形復旧

工事に際し、取合部その他本工事範囲外の部分に汚損が生じた場合、または障害物等を移設・切りまわしを行った場合は、原形に復元する。

⑨　工事写真等

箇所及び方法については、監督員の指示による。
（「工事写真撮影ガイドブック 建築工事編及び解体工事編」参照）

区分	分類	規格	部数	原版の大きさ	備　考
※着工前	※カラー・モノクロ・	※サービス版・	※１部・	24×36以上又はデジタル画像	監督員の承諾する撮影者
※施工中	※カラー・モノクロ・	※サービス版・	※１部・	24×36以上又はデジタル画像	監督員の承諾する撮影者
	・ビデオ・	・	※１部・		特に地下構造物撮去部分
※完成時	※カラー・モノクロ・	※サービス版・	※１部・	24×37以上	監督員の承諾する専門業者

10.　完成図

種類及び記入内容　（標仕1.7.2）
※「標仕」表１．７．１による　・（　　）

⑪　工事実績情報の登録

受注者は、工事請負額が５００万円以上の工事について、受注時は契約後１０日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から１０日以内に、完成時は完成後１０日以内に、工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）に基づき、「建設情報実績」を作成し、建築都市総務課契約室の確認を受けた後に、（一財）日本建設情報総合センターに提出しなければならない。
また、（一財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」の写しを建築都市総務課契約室に提出しなければならない。

問い合わせ先　〒812-0013　福岡市博多区博多駅東3-11-28 博多サンシティビルⅡ 6階
（一財）日本建設情報総合センター九州地方センター
TEL　092-411-3664　FAX　092-411-3486

② 調査・計画

①　解体対象物の調査

⊙アスベスト含有建材の有無
⊙ＰＣＢ使用機器の有無
・オイルンク内のオイルの有無
・ピット（浄化槽、便槽）汚泥の有無
・使用されていた酸、アルカリ、薬品等の有無
・医療系特別管理産業廃棄物、放射性産業廃棄物の有無
⊙ハロン、フロン使用機器の有無
・什器、備品類等の有無
・（　　）
・（　　）

②　敷地状況の調査

敷地内障害物の調査　・行う　・行わない
敷地内配管、配線の調査　・行う　・行わない
地下水位の調査　・行う　・行わない

3．　工事説明会

近隣への工事説明会　※行う　・行わない

④　発生材の処理

建　設　副　産　物　の　処　理　に　つ　い　て

資源の有効利用、環境負荷の低減等を図り、「資源循環型社会」を構築するため、建設副産物の発生抑制、再利用、適正処理を推進する。
現場内で発生する建設副産物の処理については、現場内において発生する品目ごとに分別し指定された場所へ集積すること。
また、施工区分表に積み込み・運搬・処分までの指示がある工事については、現場内に分別保管場所（他業者の分別したものを含む）を設置するとともに、再生資源の利用の促進に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設廃棄物処理方針その他関係諸法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い、指定された方法により適正に処理を行うこと。
工事に際しては、工事着手時に建設副産物処理計画書、再生資源利用計画書等を、工事竣工時に建設副産物の処理結果報告書、再生資源利用実施書等を提出すること。

指定副産物（原則として再資源化施設へ持ち込むもの）	その他の副産物
⊙がれき類（コンクリート塊）（アスファルト塊） ⊙木くず ・建設発生土 ・汚泥	⊙廃プラスチック ⊙ガラス、陶磁器くず ⊙廃石こうボード ⊙金属くず　⊙繊維くず

特別管理産業廃棄物
⊙廃石綿等
「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル（環境省大気保全局）」及び、「石綿障害予防規則（平成17年7月1日施行）」に従い、収集・運搬・処分を行う。
⊙廃ＰＣＢ等
「電気事業法：電気関係報告規則」及び「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に従い、報告書の作成・届出を行うとともに、適正に保管できるようにして施設管理者に引き渡すこと。
※参考受入場所は現場説明書による

⑤　近隣対策

工事に伴う現場周辺からの苦情については、受注者が誠意を持ってこれに対処し、その内容を文書にて監督員に報告すること。

⑥　障害物対策

工事に伴って、障害となるすべてのものを撤去・移動もしくは保護処置を行う場合は、監督員の承諾を受けること。

7．　施工計画書

※要する　・要しない

⑧　各種届出等

各種許可申請及び届出

許可申請・届出等	提出先	提出者
・建築物除却届	県知事（各建築行政窓口）	県（工事受注者代行）
・電灯、電力撤去申込	電力会社	県（工事受注者代行）
・自家用電気廃止申込	電力会社	県（工事受注者代行）
・ＰＣＢ使用電気機器保有状況調査票	（財）電気絶縁物処理協会	県（工事受注者代行）
・ＰＣＢ使用電気機器保管場所変更届出書	九州経済産業局	県（工事受注者代行）
・電話機撤去申込書	電話会社	県（工事受注者代行）
・水道使用中止届	水道局	県（工事受注者代行）
・ガス装置撤去申込	ガス会社	県（工事受注者代行）
・危険物貯蔵所廃止届	消防署	県（工事受注者代行）
・危険物仮貯蔵仮取扱届	消防署	工事受注者
・圧縮アセチレンガス等の貯蔵取扱届	消防署	工事受注者
・浄化槽廃止届	保健所	県（工事受注者代行）
・道路占用許可申請	道路管理者	工事受注者
・特殊車両通行許可申請	道路管理者	工事受注者
・道路使用許可申請	警察署	工事受注者
・通行禁止道路通行許可申請	警察署	工事受注者
・特定建設作業実施届	市町村（公害係）	工事受注者
・労働基準法に関する各種届出	労働基準監督署	工事受注者
・労働安全衛生法に関する各種届	労働基準監督署	工事受注者
・給水の開栓に関する届	市町村（水道部局）	工事受注者

③ 仮設工事

①　監督員事務所

※設ける　（　　）㎡程度　⊙設けない　解（2.3.1）、改（2.3.1）
備品については監督員の指示による。

②　工事用水

構内既存の施設　・利用できる（※有償　・無償）　⊗利用できない

③　工事用電力

構内既存の施設　・利用できる（※有償　・無償）　⊗利用できない

④　危険防止

仮囲い等　・設けない　⊗設ける
設置方法　※ 鋼製仮囲い（Ｈ＝　m）　⊙ シート張り（H=3.0）
・ロープ張り　・（　　）
ゲート　⊙シート（W=6.0ｍ）　・パネル（W＝　m）
・ハンガー（W＝　m）
垂直防護施設　・メッシュシート　・防炎シート　・枠付き金網
⊙防音シート　・アルミ防音パネル　・（　　）
水平防護施設　・防護棚（朝顔）　・ダブルネット
防護施設等取付足場
⊙単管一本足場　・枠組本足場（W＝　m）　・（　　）
設置範囲　※図示による　⊙監督員の指示による
設置期間　※工事期間中　⊙監督員の指示による

手　す　り　先　行　足　場　に　つ　い　て

足場を設ける場合は、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省　基発1226第2号令和5年12月26日）の「手すり先行工法等に関するガイドラインにより、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は作業の変更は、「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」の２の（１）手すり据置方式又は（２）手すり先行専用足場方式により行うこと。

5．　構台

養生構台　・設置する（図示による）　・設置しない
乗入れ構台　・設置する（幅員　m、長さ　m）　・設置しない

⑥　工事表示板等

監督員の指示による。

⑦　工事車両の出入口

工事用車両の出入口では、一般通行人及び一般車両の安全確保に努めること。
交通誘導員　⊙配置する（　名以上）　・配置しない

④ 土工事

①　埋戻し及び盛土

種別　・Ａ種　⊙Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　（標仕3.2.3）

2．　建設発生土の処理

※現場説明書による　・構内指示の場所に堆積　・構内指示の場所に敷き均し

③　地均し

・不陸直し　・（　　）

4．　山留め工事

・のり切りオープンカット工法
・自立山留め工法（・ 親杭横矢板　・ シートパイル）
・山留め壁（・ 親杭横矢板　・ シートパイル　・ 柱列　・ 連続壁）
・水平切りぱり工法
・アースアンカー工法
・（　　）

5．　排水工事

・かま場排水　・ウェルポイント工法
・井戸排水　・ディープウェル工法
・（　　）

⑤ 解体工事

①　使用機器及び機材

使用する建設機械等については、低騒音型・低振動型・排気ガス対策型とする。

②　とりこわし

木造の解体
内装材、造作材の撤去　※手ごわし　・機械解体　・両者併用
外装材屋根葺きの撤去　※手ごわし　・機械解体　・両者併用
軸組構造材の撤去　※機械、手ごわし併用　・（　　）
基礎、土間の撤去　※圧砕機、ブレーカ併用　・（　　）
鉄骨造の解体
内装材、造作材の撤去　※手ごわし　・機械解体　・両者併用
外装材屋根葺きの撤去　※機械、手ごわし併用　・（　　）
鉄骨部材の撤去　※ガス切断　・鉄骨切断カッター
基礎、土間の撤去　※圧砕機、ブレーカ併用　・（　　）
ＲＣ造、ＳＲＣ造の解体
内装材、造作材の撤去　※手ごわし　・機械解体　⊙両者併用
地上部分の撤去　※圧砕機、ブレーカ併用　・圧砕機、転倒併用
・（　　）
地下部、基礎部の撤去　※圧砕機、ブレーカ併用　・（　　）
鉄骨部材の撤去　※ガス切断　・鉄骨切断カッター

③　杭の撤去

引き抜き工法
・直接引き抜き　・プレボーリング　・パイプロケーシング
・ケーシングジャッキ　・ケーシングオーガー　・（　　）
粉砕工法
・ドーナツオーガー　・ロックオーガー　・深基礎
・オールケーシング（ベノト）　・（　　）

④　安全対策等

工事に際しては、墜落災害の防止、飛来落下災害の防止に努めるとともに、地域住民及び周辺環境への影響を最優先に考慮し、安全かつ円滑なる行程で工事を進めること。

⑤　公害の防止

粉塵の飛散防止のため、高圧ジェットポンプ等により十分な散水を行うこと。

⑥　準備作業

（１）解体対象物、敷地状況及び周辺状況の調査
（２）関連法規と各種規制事項の確認
（３）各種許可申請、届出（各種庶止届含む）等の手続き及び関係機関との調整
（４）施工計画書、建設副産物処理計画書、再生資源利用計画書の作成
（５）近隣への工事説明会の実施

⑦　仮設作業

（１）仮囲い及び出入口の設置
（２）工事用水、工事用電力の確保
（３）監督職員事務所の設置
（４）足場、防護施設（防音パネル、防護棚等）、山留め及び構台等の設置
（５）設備関係引き込み配管及び配線の除去
（６）解体障害物の移設及び養生
（７）交通誘導員の配置

⑧　解体作業

（１）什器・備品類等の撤去（特記されたものに限る）
（２）有害廃棄物の撤去
１）アスベスト含有物の撤去搬出
２）ＰＣＢの処理
３）ハロン・フロンの処理
（３）処理方法の異なるものの撤去搬出
１）蛍光管
２）電線
３）その他第２章第４項による分類
（４）内装材、造作材の撤去搬出
（５）外装材の撤去搬出
（６）建具撤去搬出
（７）屋根葺材の撤去搬出
（８）床材の撤去搬出
（９）地上部構造材の撤去搬出
（１０）埋め戻し及び整地

⑨　集結作業

（１）仮設物の撤去
（２）障害物等の原形復旧
（３）損傷部分の原形復旧
（４）竣工図書及び建設副産物処理結果報告書・再資源利用実施書の提出
（５）竣工検査立ち会い
（６）工事完了時は地中部分の撤去状況を確認するため、監督員の指示に従いバックホウを準備しておくこと。

⑥ アスベスト含有建材除去工事現場管理等

①　現場代理人

現場代理人とは、工事請負規約書に規定する現場代理人という。

②　作業管理者

石綿作業主任者の資格を有する作業管理者とする。　改（9.1.2）

③　除去処理作業管理者の選任

工事受注者は、除去作業管理者を選任し、除去工事現場に常駐させること。
除去作業管理者は、除去作業全般を統括すること。

④　除去処理作業従事者の資格

除去作業従事者は、下記のあげる事前教育及び健康診断を受けた者で工事受注者の発行する作業手帳を有し、除去作業管理者の指示を受け作業を行うこと。

科目	範囲	時間
石綿等の有害性	石綿の性状、石綿による疾病の病理及び病状	0.5時間
石綿等の使用状況	石綿を含有する製品の種類及び用途、事前調査の方法	1時間
石綿等の粉じんの発散を抑制するための処置	建築物又は工作物の解体等の作業の方法、湿潤化の方法 作業場所の隔離の方法、その他石綿等の粉じんの発散を抑制する為の処置についての必要な事項	1時間
保護器具の使用状況	保護具の種類、性能、使用方法及び注意事項	1時間
その他石綿等のばく露の防止に関し必要な事項	労働安全衛生法（昭和47年法律57号）、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令32号）及び石綿障害予防規則中の関係条項、石綿等による健康障害を防止するための当該関係条項、石綿等による健康障害を防止するため当該業務に付いて必要な事項	1時間

除去作業に従事する作業者は事前に、一般健康診断（石綿を取り扱う場合は6ヶ月ごと）・じん肺健康診断・アスベストに関する特化則による健康診断の実施については、下記の記載の場合は除くことができる。
ア．じん肺健康診断
・除去処理作業に従事する期間において、3年以内に診断を実施した者とする。
イ．石綿障害予防規則による健康診断
・除去処理作業に従事する期間において、6ヶ月ごとに診断を実施した者とする。

⑤　安全対策及び協議

安全衛生に関する管理者は、現場代理人が選任者になり、関係法令等に従ってこれを行う。また着工に先立って工期・工事方法及び安全の為の立入禁止区域の設定等について当該施設関係者、監督員と十分に協議し施工計画に盛り込むこと。
施工の確認及び報告
（１）アスベスト管理地区を設定し、養生が完了した段階。
（２）アスベスト含有吹付け材の除去作業が完了した段階。
（３）アスベスト粉じん濃度の測定整備が完了した段階。
（４）内部足場を取り外す前の段階。
（５）その他監督員により指示のあった時。

6．濃度の測定

アスベスト粉じん濃度の測定
（１）工事受注者は、除去処理工事の工事着工前、工事中及び除去完了後の作業所内周辺環境及び監督員が指示する箇所において空気中のアスベスト濃度測定を行うこと。
（２）測定方法はJIS K 3850-1（空気中の繊維状粒子測定方法-第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法）による。
（３）測定は、厚生労働省・都道府県基準局に登録されている作業測定機関又は、これと同等の技術を有するものに委託し、その測定機関が証明する測定結果を監督員に提出する。

7 アスベスト含有吹付け材の除去工事

1．施工調査等

施工調査等は、特記による。特記がなければ、次による。
（ⅰ）処理工事に当たり、あらかじめ事前の施工調査等を次の事項について行う。
調査結果は、図面により記録し、監督職員に提出する。
①　アスベスト含有吹付け材使用部位の確認
②　アスベスト含有吹付け材層の厚さの確認
③　施工範囲と工事管理区分の確認
④　更衣施設等の仮設計画
⑤　廃棄物などの搬出方法
（ⅱ）アスベスト粉じん濃度測定
①　アスベスト粉じん濃度測定は、特記がなければ、表９．１．９による。

測定時期	位置	個所
作業開始前	・図示による	・（　　）
作業中	・図示による	・（　　）
作業終了	・図示による	・（　　）

表９．１．９の他に上記の位置を測定とする。
②　処理作業後の測定は、負圧・除じん装置で、粉じんを十分に吸引ろ過したか又は粉じん飛散抑制剤吹付け後、噴霧した粉じん飛散抑制剤が沈殿したと思われる時期において実施する。
③　アスベスト粉じん濃度の測定方法は、JIS K 3850-1による。
④　次の項目について記録し報告する。
ア．アスベスト含有建材の種類
イ．測定点の位置
ウ．測定日時、天候、気流
エ．試料採取条件
オ．標本作成方法
カ．使用顕微鏡の種類（開口数を含む）
キ．計数条件（HSEテストスライドの読取グループ番号を含む）
ク．繊維総数
ケ．定量限界

工事名称	図面名称	
公立大学法人福岡県立大学旧生涯福祉研究センター解体工事	解体工事等特記仕様書(1)	
公立大学法人福岡県立大学 田川市伊田４３９５番地	尺度　―	図面番号
	日付	

7　アスベスト含有吹付け材の除去工事

⑤　報告書は、（※５　・　　部）作成し監督職員に提出する。
⑥　測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。

表９．１．９　測定点の取り方

測定時期	重要度	測定場所	測定点数（各処理作業室ごと）	備考
処理作業前	△	処理作業室内	2又は3点	
	△	施工区画周辺又は敷地境界	2点	
処理作業中	△	処理作業室内	2点	
	◎	セキュリティーゾーン入口	1点	空気の流れを確認
	◎	負圧・除じん装置の排出口（処理作業室外の場合）	1点	除じん装置の性能確認
	○	施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点	
処理作業後（隔離シート撤去前）	◎	処理作業室内	2点	
	△	施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点	

（注）　１．重要度の記号は、◎は必須、○は条件により必須、△は望ましいという意味である
２．施工区画とは、処理作業室、セキュリティーゾーン、廃棄物置場、資材置き場を含む範囲で、セキュリティーゾーン、負圧・除じん装置の排出口が施工区画周辺に設置されている場合の測定点は2点となる。
3.各施工箇所ごとの室面積が50m2以下までは２点,300m2以下までは３点とする。300m2を越えるものは、監督職員と協議する。
４．処理作業中にセキュリティーゾーン入口におけるアスベスト粉じん濃度測定の場合は、セキュリティーゾーン内の空気の流れ（処理作業室内に空気が流れている）を、また負圧・除じん装置の排出口におけるアスベスト粉じん濃度測定の場合は、負圧・粉じん装置の性能確認を行うこと。

２．施工計画

(1) 施工業者
施工業者は、工事に相応した技術を有することを証明する資料を、監督職員に提出する。
(2) 作業管理者
石綿作業主任者の資格を有する作業管理者を選任し管理させる。
(3) 特別管理産業廃棄物管理責任者
排出事業者者は、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有する者を選任し管理させる。
（ｉ）着工に先立ち、処理工事に伴うアスベスト粉じんの飛散防止対策を盛り込んだ施工計画書を施工調査等の結果に基づき作成し、監督職員の承諾を受ける。
（ii）施工計画書に記載すべき事項は、次のとおりとする。
①　工事概要
ア．工事名称
イ．工事場所
ウ．工事期間
エ．工事内容（部位別の状況及び工法）
オ．その他
②　管理組織（工事管理者，石綿作業主任者，特別管理産業廃棄物管理責任者等）
③　安全衛生管理及び飛散防止対策
④　使用用具，機器類，材料及び調合
⑤　工事の流れ
⑥　仮設計画（足場，養生）
⑦　作業要領（作業計画図面を含む。）
⑧　確認，検査方法及びトラブル時の対応方法
⑨　アスベスト廃棄物処理計画
⑩　添付書類
ア．工事工程表
イ．使用処理剤の説明
⑪　その他必要事項
(4) 官公署その他への手続き等
一般建築工事の手続きの他、次の手続きを行う。
①　労働安全衛生法の工事計画書（所轄労働基準監督署）。
②　石綿障害予防規則の計画届（所轄労働基準監督署）。
③　特別管理産業廃棄物管理責任者設置報告書（都道府県知事または保健所設置市）。
④　特性粉じん排出等作業実施届出書（都道府県知事または市長）。
⑤　その他、地方公共団体が定めている届出書類。

３．安全衛生管理

(1) 休憩室の設置
（ｉ）作業場以外の場所に設置する。
（ii）十分湿らせたマット，衣服用のブラシ，真空掃除機等を備える。
(2) 洗浄設備
（ｉ）洗顔，洗身，うがいの設備を設ける。
（ii）更衣設備，衣服洗浄の設備を設ける。
(3) 負圧防じん装置の設備
ＨＥＰＡフィルタを備えた負圧防じん装置を設置する。
(4) 表示，掲示
（ｉ）特定化学物質等作業主任者名と職務内容，関係者以外立入禁止,喫煙・飲食の禁止，アスベスト除去作業中等の表示を行う。
（ii）アスベストの有害性，取扱い上の注意事項，使用すべき保護具の掲示を行う。
（iii）アスベスト使用の有無に関する事前調査年月日、当該調査の方法及び結果の概要の掲示を行う。
(5) 作業の隔離
（ｉ）除去に伴いアスベストを作業場から外部へ飛散させないため、プラスチックシート等を用いて隔離する。
（ii）隔離した作業場への作業員の出入りによるアスベストの飛散を防止するため、セキュリティーゾーンを設置する。
(6) 保護具・保護衣
（ｉ）隔離された作業場所において、石綿等の除去を行う作業者は、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器もしくは送気マスクを使用する。
（ii）作業者は、アスベストが付着しにくく、付着したアスベストが容易に除去できる作業衣服または保護服を使用する。

４．除去処理工事

工法
(a) 除去工法は、特記による。特記がなければ以下による。
（１）アスベスト含有吹付け材を粉じん飛散抑制剤等により十分湿潤化し、その後に除去する。
（２）除去するにあたっては、飛散抑制剤等の効果を確認し、ケレン棒等によりアスベスト含有吹付け材を掻き落とす。
（３）付着しているアスベスト含有吹付け材が残った場合は、再度湿潤化し、ワイヤーブラシ等を使用して取り除く。
（４）十分に除去が行われたことを確認した後に、除去面に粉じん飛散防止剤を散布する。
(b) 除去物及び汚染物等
除去したアスベスト含有吹付け材等の処理は以下により、適用は特記による。特記がなければ密封処理とする。
（１）密封処理（二重袋梱包）
（ｉ）除去作業所において、除去したアスベスト含有吹付け材は、適宜、プラスチック袋の中に入れ、粉じん飛散抑制剤等を散布することにより湿潤化して、密封する。
（ii）前室で高性能真空掃除機により、プラスチック袋に付着している粉じんを除去する。
（iii）前室又は洗浄室で、更にプラスチック袋をかぶせ、密封し、「廃石綿等」である旨の表示を行う。
（２）セメント固化
（ｉ）アスベスト含有吹付け材をセメントによって固化する場合は、アスベストが飛散しないように十分な強度が得られる配合とする。
（ii）プラスチック袋で二重にかぶせ、密封し、「廃石綿等」である旨の表示を行う。

8　アスベスト含有保温材等の除去工事

5．汚染物処分工事

(2) 除去物及び汚染物の処分等

（ｉ）除去したアスベスト含有吹付け材の処理方法は、以下による。
①　密封処理の場合
ア．除去したアスベスト含有吹付け材は、適宜密封する。
イ．除去作業場所において、除去したアスベスト含有吹付け材をプラスチック袋の中に入れ、粉じん飛散抑制剤等を散布することにより湿潤化して、密封する。
ウ．前室で高性能真空掃除機により、プラスチック袋に付着している粉じんを除去する。
エ．保護衣等着脱室で、更にプラスチック袋をかぶせ、密封し、「アスベスト含有吹付け材」である旨の表示を行う。
オ．除去したアスベスト含有吹付け材等の保管、運搬及び処分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定を遵守し行う。
なお、これを委託する場合は、都道府県知事（政令市長）の許可を受けている特別管理産業廃棄物処理業者（運搬業者）と特別管理廃棄物処理に関する契約を結び、廃棄物処理場の現地確認等を行うこと。

②　除去したアスベスト含有吹付け材を固化処理する場合
ア．アスベスト含有吹付け材をセメントによって固化する場合は、アスベストが飛散しないように十分な強度が得られる配合とする。
イ．アスベスト含有吹付け材を溶融化する場合は、アスベスト含有吹付け材の中間処理に適する溶融施設によって行う。
ウ．処理方法は、①オに準ずる。

（ii）アスベスト廃棄物の搬出を行ったときには、適宜、搬出量と処理先を監督員に報告するとともに、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを添付した廃棄物処理報告を提出する。

6．検査及び後片付け

(1) 除去作業が終了後、高性能真空掃除機で床などの清掃を行う。
(2) 監督職員立会いのうえ、除去が十分に行われたかを、目視により検査を行う。
(3) 養生用のプラスチックシートに付着した粉じんの再飛散を防止するために、シート全体にまんべんなく粉じん飛散抑制剤を散布する。
(4) 壁面等の養生用のプラスチックシートの撤去は、負圧・除じんを十分に吸引，ろ過した時点又は粉じん飛散抑制剤吹く付後、沈降した時点で行う。
なお、シートは、取り外して粉じん付着面を内側にして折りたたみ、プラスチック袋に入れる。
(5) 養生を行っていない足場、仮設材を清掃した後に解体搬出する。
(6) 床養生用プラスチックシートは、粉じん付着面を内側にして折りたたみ、プラスチック袋に入れる。
(7) 養生用のプラスチックシート等の廃棄物は、５(2)により処理等を行う。
(8) 後片付け終了後は、高性能真空掃除機で床等の清掃を行う。

7．施工記録

(1) 施工記録報告書を作成し、監督員に提出する。
(2) 施工記録報告書は、下記事項により作成する。
（ｉ）施工計画書
（ii）工事記録及び工事写真
（iii）産業廃棄物処理記録
（iv）施工調査等記録
（ｖ）作業者の作業記録、各種健康診断記録、安全衛生教育記録
作業者の作業記録，特殊健康診断記録は石綿則により40年間保存しなければならない。
（vi）その他必要事項

1．施工調査等

施工調査は、特記による。特記がなければ、次による。
（ｉ）　処理工事に当たり、あらかじめ事前の施工調査を次の事項について行う。
調査結果は、図面により記録し、監督職員に提出する。
①　アスベスト含有保温材等の使用部位の確認
②　アスベスト含有保温材等の厚さの確認
③　施工範囲と工事管理区分の確認
④　廃棄物などの搬出方法

（ii）　アスベスト粉じん濃度測定は６．１(ii)に準じて行う。

2．施工計画書

(1) 施工計画書
着工に先立ち、処理工事に伴うアスベスト粉じんの飛散防止対策を盛り込んだ施工計画書を施工調査等の結果に基づき作成し、監督職員の承諾を受ける。
なお、施工計画書に記載すべき事項は、次のとおりとする。
①　工事概要
ア．工事名称
イ．工事場所
ウ．工事期間
エ．工事内容
オ．その他
②　管理組織
③　安全衛生管理及び飛散防止対策
④　使用用具，器具類，材料及び調合
⑤　工事の流れ
⑥　仮設計画（足場，養生）
⑦　作業要領（作業計画図面を含む。）
⑧　確認，検査方法
⑨　工事工程表
⑩　その他必要事項
(2) 官公署その他への手続き等
一般建築工事の手続きのほか、地方公共団体が定めている手続きを行う。

3．安全衛生管理

(1) 建物内部で除去作業を行う場合は、作業場所を他の場所を隔離する。
なお、作業場所において、開閉部位（出入口、喚起孔、窓等）は閉とし、ガラスの破損箇所等で閉となっている部分を、プラスチックシート等で塞ぐものとする。
(2) 建物外周部で除去作業を行う場合は、当該部分を養生シート等で囲う、該部分をプラスチックシート等で囲い、周辺環境へのアスベスト飛散を防止する。
(3) 作業場所内では、除去に関する作業以外の作業は厳禁とする。
(4) 表示、掲示については「改修標仕」9．1．2(f)に基づいて行う。
(5) アスベスト保温材等の切断、穿孔、研磨等の作業が伴うものは「改修共仕」9.1.3(a)に基づき隔離を行う。なお、グローブバック方式を使用して該当除去部分を覆う場合も隔離と見なす。

4．除去処理工事

アスベスト含有保温材等（煙突用断熱材は除く）の除去は可能なかぎり粉じん飛散抑制剤で十分に湿潤化した後、手ばらしで行うこと。
手ばらし以外の除去（グローブバック方式による除去は除く）の場合は、「改修共仕」9.1.3および「改修指針」9.1.3による。

5．汚染物処分工事

（ｉ）　除去したアスベスト含有保温材の処理方法は、「改修共仕」9.1.3(b)(2)および「改修指針」9.1.3(b)(2)により、密封処理を行う。

（ii）　施工区域内において、アスベスト含有保温材等の廃材を高所から移動する場合は、揚重機を使用して、アスベスト含有保温材等を高所より落下させないこと。
なお、アスベスト含有保温材等の保管、運搬、処分等については、「改修共仕」9.1.3（c）及び「改修指針」9.1.3（c）による。

6．検査及び後片付け

７．６に準じて行う。

⑨　アスベスト含有成形板の除去工事

① 施工調査

施工調査は、特記による。特記がなければ、次による。
処理工事に当たり、あらかじめ事前の施工調査を次の事項について行う。
調査結果は、図面により記録し、監督職員に提出する。
（ｉ）アスベスト含有成形板使用部位の確認
（ii）アスベスト含有成形板の種別，厚さ等の確認
（iii）アスベスト含有成形板使用数量の確認
（iv）施工範囲と工事管理区分の確認
（ｖ）廃棄物等の搬出方法について

② 施工計画書

(1) 施工計画書
着工に先立ち、処理工事に伴うアスベスト粉じんの飛散防止対策を盛り込んだ施工計画書を施工調査等の結果に基づき作成し、監督職員の承諾を受ける。
なお、施工計画書に記載すべき事項は、次のとおりとする。
①　工事概要
ア．工事名称
イ．工事場所
ウ．工事期間
エ．工事内容
オ．その他
②　管理組織
③　安全衛生管理及び飛散防止対策
④　使用用具，器具類，材料及び調合
⑤　工事の流れ
⑥　仮設計画（足場，養生）
⑦　作業要領（作業計画図面を含む。）
⑧　確認，検査方法
⑨　工事工程表
⑩　その他必要事項
(2) 官公署その他への手続き等
一般建築工事の手続きのほか、地方公共団体が定めている手続きを行う。

③ 安全衛生管理

(1) 建物内部で除去作業を行う場合は開閉部位（出入口、喚起孔、窓等）は閉とし、ガラスの破損箇所等で開となっている部分を、養生シート等で塞くものとする。
(2) 建物外周部で除去作業を行う場合は、当該部分を養生シート等で囲う。
(3)施工区画入口に、「アスベスト含有成形板除去中、関係者以外の立ち入り禁止」を、作業場所の出入口に呼吸用保護具着用を掲示する。

④ 除去処理工事

(1) アスベスト含有成形板の除去
（ｉ）除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具等の撤去にさきがけて行う。
（ii）除去は可能な限り破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原則として、「手ばらし」とする。
（iii）除去作業中は、原則として散水その他により、アスベスト含有成形板を常に湿潤な状態として作業を行う。
(2) アスベスト含有成形板の集積，運搬等
（ｉ）除去したアスベスト含有成形板の集積及び積み込みに当たっては、高所より投下しない事のほか、粉じんの飛散防止に努める。
（ii）細かく砕砕されたアスベスト含有成形板は、湿潤化の上、丈夫なビニル袋に入れる等、飛散防止の措置を講じる。
（iii）除去したアスベスト含有成形板を運搬するまでの間、現場内に保管する場合は、一定の保管場所を定め、一般の内装材と分別して保管するものとし、シートで覆う等、飛散防止の措置を講じる。また、保管場所には、アスベスト含有成形板の保管場所であることの表示を行う。
（iv）アスベスト含有成形板の運搬に当たっては、運搬車両の荷台全体をシート等で覆い飛散防止に努める。
（ｖ）アスベスト含有成形板の撤去，集積，積込み及び保管等の処理が完了した場合は、速やかに監督職員に報告し、確実に処理されたことの確認を受ける。
(3) 除去物の処分等
（ｉ）アスベスト含有成形板は、関係法理等に従い適切に処分する。
（ii）撤去されたアスベスト含有成形板の処分が完了した場合は、マニフェストを監督職員に提出し、処分が確実に行われたことの確認を受ける。
なお、マニフェストは、アスベスト含有成形板であることを明示する。

⑤ 検査及び後片付け

(1) 除去作業が終了後、アスベスト含有成形板の破片，破断粉および作業衣等に付着した粉じんが残存しないように、真空掃除機等により、清掃および片付けを十分に行う。
(2) 監督職員の立会いのうえ、除去が十分に行わうたことを、目視により検査を行う。

⑥ 施工記録

(1) 施工記録報告書を作成し、監督職員に提出する。
(2) 施工記録報告書は、７．７により作成する。

仕　上　復　旧　特　記　仕　様

1　仮設工事

1．危険防止

1）仮囲い等　・設けない　※設ける
設置方法　・鋼製仮囲い（Ｈ＝　ｍ）
・シート張り　・ロープ張り
※施設管理者と協議の上、バリカーにによる安全区画を行うものとする。
ゲート　・シート（Ｗ＝　ｍ）　・パネル（Ｗ＝　ｍ）
・ハンガー（Ｗ＝　ｍ）
垂直防護施設　・メッシュシート　・防炎シート　・枠付き金網
・防音シート　・アルミ防音パネル　・（　　）
水平防護施設　・防護棚（朝顔）　・ダブルネット　・（　　）
防護施設等取付足場
・単管一本足場　・枠組本足場（Ｗ＝　　）　・（　　）
設置範囲　※図示による　・監督員の指示による
設置期間　※工事期間中　・監督員の指示による

手すり先行足場について
枠組足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」（厚生労働省平成１５年４月）により、設置については同ガイドラインに基づく働きやすい安心感のある足場とし、二段手すりと幅木の機能を有する部材があらかじめ備えられた手すり先行専用足場型とするか、または改善措置機材を用いて手すり先行専用足場型と同等の機能を確保するものとする。

2．構　台

養生構台　・設置する（図示による）　・設置しない
乗入れ構台　・設置する（幅　　ｍ、長さ　　ｍ）　・設置しない

3．工事表示板等

監督員の指示による。

4．設備工事との取合い

※施工区分表による
・施工範囲は下記による
※図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔、開口部の型枠及びそれらの補強
※図示した壁、天井の仕上げ材、下地材の切込み及び下地材の補強
※駆動装置が電動による建具類の２次配線及び操作スイッチ
※自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強
・（　　）
施工図　設備機器の設置、取合いなどの検討のできる施工図を提出して、監督員の承諾を受ける。

5．総合図での調整

各工事の着工に先立ち、各施工図の基準となる総合図を作成し、監督員の承諾を受ける。
総合図は施工図作成に先立ち、建築・設備・その他別途発注工事業者の情報などをすべて盛り込んだ図面とし、それらの接点の細部調整を行う。
総合図の調整は、建築工事の受注者が行い、設備工事・その他の受注者がそれに協力する。

2　仕上復旧工事

1．軽量鉄骨天井下地

野縁等の種類　　標仕(14.4.2)(表14.4.1)
屋内　※１９形　・２５形　・（　　）
屋外　・１９形　※２５形　・（　　）
屋外における野縁等の間隔　（　　）　標仕(14.4.3)

2．せっこうボード
その他ボード
及び合板張り

材　種	種　別	張　り　方		厚　さ	備　考
・せっこうボード		・下地張り ・上張り	・突付け ・目透し ・継目処理工法	・9.5 ・12.5 ・15	
・化粧せっこうボード	・トラバーチン模様	・直張り	※突付け	※9.5	寸法 ※450×910・910×910
	・木目模様（裏桟付）	・直張り	※目透し	※9.5	専用経験下地材付き
・無石綿けい酸カルシウム板			・目透し ・継目処理	※6　・8 ・10　・12 ・（　　）	タイプⅡ（無石綿）
・木質セメント板	・硬質木毛ｾﾒﾝﾄ板 ・普通木毛ｾﾒﾝﾄ板	・打込み ・張付け ・敷込み		・20 ※25 ・30	
・繊維板 ・ﾊﾟｰﾃｨｸﾙﾎﾞｰﾄﾞ ・ロックウール吸音板	・フラット ・凹凸	・下地張り	・突付け	・9.5 ・12.5	
・しな合板 ・ラワン合板		・下地張り ・上張り	・突付け ・目透し	・9.5 ・12.5	

ホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆　・（　　）
道音シール材　※アクリル系シーリング材　・ジョイントコンパウンド

3．吸音材

材　種	品　質・規　格	厚　さ
・ロックウール吸音材	ロックウール吸音ボード1号（60K）	・25　・（　　）
・グラスウール吸音材	グラスウール吸音ボード2号32K ガラスクロス（ＪＩＳ　R3414-P-17A）顔縁張	※25

ガラスクロス張りグラスウール吸音ボード（910×1820）の取付け工法
ポロプロピレン及びプラスチックファスナー留め　４本／㎡程度以上

4．ﾛｯｸｳｰﾙ吹付け

(15.8.2)

種類	色採	厚さ
・一般用　・（　　）	・着色　・原色	・10　・15　・20　・( )

※ホルムアルデヒドの放散量　F☆☆☆☆等級のもの・（　　）

5．木質繊維吹付け

種類	色採	厚さ
・一般用　・（　　）	・着色　・原色	・10　・15　・20　・( )

※ホルムアルデヒドの放散量　F☆☆☆☆等級のもの・（　　）

6．塗装材料

屋内の壁及び天井の塗装仕上げ材は、建築基準法に基づき防火材料の指定又は認定を受けたものとする。　(18.1.3)

塗料は、トルエン等の含有量が少ない規格品とする。
ホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆　・（　　）

7．塗装業者

・（一社）日本塗装工業会の会員　※監督員の承諾する塗装業者

アスベスト除去写真撮影要領

1　除去着工前の清掃
2　ビニール養生（床二重が分かる撮影・壁養生・機器養生等）
3　クリーンルームの撮影（設置状況、完了時）
4　負圧除塵装置撮影（フィルター確認状況を含む）
5　各種掲示板等の撮影
6　飛散抑制・防止剤噴霧施工時の写真
7　負圧除塵装置撮影（フィルター確認状況を含む）
8　袋詰めの撮影
9　アスベスト除去後の確認時の撮影
10　飛散防止剤の吹付け時の撮影
11　産業廃棄物の処理状況の撮影
（保管状況、数量確認、積み込み、搬出、運搬、処理場搬入、荷下ろし、数量確認、退場の各状況）
12　各指定段階の濃度測定時の撮影
13　使用材料、配合状況及び使用機器の状況
14　その他、監督員が指示する箇所

施　行　区　分　表　　（○印を塗りつぶしたものを適用する）

工事内容	建築	解体	電気	電話	衛生	空調	ガス	別途	備考
電気引き込み撤去工事		●							
通信　〃		●							
水道　〃		●							
ガス　〃		●							
下水接続撤去工事									
空調フロン回収処理		●							
浄化槽、便槽の撤去処分		●							
備品類の撤去処分		●							
ＰＣＢ使用状態の確認、撤去、引渡		●							法的手続き含む

工事名称	図面名称
公立大学法人福岡県立大学田川市伊田キャンパス解体工事	解体工事等特記仕様書(2)
公立大学法人福岡県立大学 田川市伊田４３９５番地	尺度　―　　図面番号 日付